

行政機関による法令適用事前確認手続（日本版ノーアクションレター制度）の実施状況調査の結果（平成 17 年度）

総務省は、平成 17 年度の各府省における「行政機関による法令適用事前確認手続」（いわゆる「日本版ノーアクションレター制度」）の実施状況について調査を行い、その結果を取りまとめました。

今回の調査は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）等に基づくもので、5 回目の結果公表となります。

調査結果の概要

- 平成 17 年度中に、各府省等が、法令適用事前確認手続による国民等からの照会に対し回答及びその結果の公表を行った案件は、8 件（16 年度比 15 件減）
- 府省別内訳は、以下のとおり

府 省 名	照会・回答件数	関係法令名 ※（ ）内は件数
金 融 庁	2	証券取引法（1）、保険業法（1）
総 務 省	1	電気通信役務利用放送法（1）
厚生労働省	1	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（1）
経済産業省	3	火薬類取締法（2）、 資源の有効な利用の促進に関する法律（1）
国土交通省	1	航空法（1）

（注）1 件の照会で複数の法令について照会しているものがあるため、関係法令名欄の件数の合計は照会・回答件数欄と一致しない場合もある。

（参考）「法令適用事前確認手続」（いわゆる「日本版ノーアクションレター制度」）とは？

民間企業が、将来しようとする事業活動についての具体的行為が特定の法令の規定に照らして問題となるかどうか、あらかじめその法令を所管する行政機関に確認し、その行政機関が回答を行う手続です。照会及び回答内容は公表されます。

この手続は、平成 13 年から閣議決定により導入されています。